

## 一般社団法人 ステキ信頼リフォーム推進協会 会員規約

平成29年8月10日	制定
平成30年6月5日	改正
平成30年11月22日	改正
平成30年12月6日	改正
令和3年3月18日	改正
令和4年3月23日	改正

### (目的)

第1条 この規約は、一般社団法人ステキ信頼リフォーム推進協会（以下「本協会」という。）の定款（以下「定款」という。）の委任に基づく事項並びに本協会及び本協会の会員が定款第3条の目的を遂行するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (本規約の適用範囲)

第2条 本規約は、本協会の事業執行並びに会員となった法人及び個人に適用される。

### (法人会員)

第3条 定款第5条に定める会員のうち、法人ではない団体は、代表者若しくは管理人の定めがあり、かつ本協会の理事会で承認を得たものは法人とみなすものとする。

### (入会)

第4条 定款第6条第1項に定める入会申込書は、別紙様式第1号とし、本協会に入会しようとする者は、会長が別に定める審査書類を添えて、入会の申し込みを行うものとする。

2 会長は、前項の申請があった場合は、第5条の規定に従い審査を行い、入会の承認・不承認を申請者に対し通知するものとする。

### (会員資格)

第5条 本協会の会員は、次の各号に定めるすべての要件を満たすものとし、入会にあたっては、原則として別紙様式第2号により正会員のうちから二会員の推薦を受けるものとする。

但し、推進会員においては必要な推薦人は一会員とし、流通会員においては推薦を不要とする。

- (1) 本協会の目的に賛同し、かつその遂行のために必要な技術力、信用力を有していると認められること。
- (2) 会員が住宅リフォーム事業に関して広告又は勧誘するときは、定款第5条第1号に規定するたくみ会員として公表されていないにもかかわらずたくみ会員であると表示又は説明をしないこと。
- (3) 原則として、過去に除名処分を受けたことがないこと。
- (4) 著しく社会規範に反する違法行為等を行うか、若しくは行うおそれがないこと。
- (5) 会員になろうとする者が、個人にあつては本人が、法人にあつてはその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴

力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(6) その他、理事会において会員として適当と認められること。

2 定款第5条第1号に規定するたくみ会員にあつては、前項に加え、次の各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 住宅リフォーム工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者から直接住宅リフォーム工事を請け負う住宅リフォーム事業者であつて、現に建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を有し、かつ常勤の建築士若しくは建築施工管理技士が在籍しており、住宅リフォーム事業を適正かつ円滑に実施する者であること。

(2) 次に掲げる事項を順守すること。

イ 住宅リフォーム工事の請負契約の締結に際して、当該請負契約の注文者に対し、遅滞なく、建設業法第十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書面を交付すること。

ロ 住宅リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、当該工事の見積りを行い、請負契約が成立するまでの間に見積書を交付すること。

ハ 締結しようとする住宅リフォーム工事の請負契約の内容について、著しく事実と相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしないこと。

ニ 住宅居住者等（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者であるものを除く。）から請け負った住宅リフォーム工事の請負代金の額が五百万円（マンションの共用に供する部分に係る住宅リフォーム工事にあつては、当該マンションの住戸の数に百万円を乗じた金額又は一億円のいずれか低い金額）以上となる住宅リフォーム工事を行う場合においては、当該工事の注文者があらかじめ書面により反対の意思を表示している場合を除き、次に掲げるいずれかの保険契約（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の規定に基づき、同法第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行うものに限る。以下、同条において同じ。）を締結すること。

(イ) 住宅リフォーム工事の請負契約において、当該工事の請負人が負うこととされている民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百十五条、第五百四十一条、第五百四十二条又は同法第五百五十九条において準用する第五百六十二条若しくは第五百六十三条に規定する担保の責任の履行によって生じた当該工事の請負人の損害又はこれらの規定に規定する瑕疵によって生じた当該工事の注文者の損害をてん補することを約して保険料を収受する保険契約

(ロ) マンションの共用に供する部分に係る住宅リフォーム工事の請負契約において、当該工事の請負人が負うこととされている民法第四百十五条、第五百四十一条、第五百四十二条又は同法第五百五十九条において準用する第五百六十二条若しくは第五百六十三条に規定する担保の責任の履行によって生じた当該工事の請負人の損害又はこれらの規定に規定する瑕疵によって生じた当該工事の注文者の損害をてん補することを約して保険料を収受する保険契約

ホ 建設業法第十九条第一項第一号から第四号までに掲げる事項その他の締結しようとする住宅リフォーム工事の請負契約の概要、ニの規定に基づく保険契約の締結の有無その他の重要事項を

注文者に対して説明すること。

- (3) 住宅リフォーム事業に係る業務を適正に実施するため必要があると会長が認めた場合において、その必要な限度において本協会が行うたくみ会員の状況を把握するための調査に同意し、協力すること。
- (4) たくみ会員に関する次に掲げる事項を本協会がインターネットを利用する方法により公表し、定期的に更新することに同意し、協力すること。

イ 氏名又は名称

ロ 主たる事務所又は事業所の所在地

ハ 連絡先

ニ その請け負う住宅リフォーム工の種類

ホ 現に受けている建設業法第3条第1項の許可の種類

ヘ 常勤する建築士若しくは建築施工管理技士の氏名及び免許証番号

ト 住宅リフォーム工事の実績

チ 研修の受講状況

- (5) 第1号から第4号に掲げる事項をたくみ会員に順守させるための指導、助言、勧告、その他の適切な措置を本協会が行うことに同意し、協力すること。

3 会長は、正会員のうち、次の各号に定める要件を満たす正会員について、当該正会員の申請に基づき、定款第5条第3項に規定する流通会員とすることができる。

- (1) 宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者であって、住宅購入者に対し、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二条第二項に規定する新築住宅以外の住宅で次に掲げる基準に適合する住宅に係る情報を提供する事業を行う者であること。

イ 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること。

ロ 当該既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十九条第二号に規定する保険契約を締結するための検査基準（イに掲げる基準に相当する基準を除く。）に適合することを確認できるものであること。

- (2) 流通会員に関する次に掲げる事項を本協会がインターネットを利用する方法により公表し、定期的に更新することに同意し、協力すること。

イ 商号又は名称

ロ 主たる事務所の所在地

ハ 現に受けている宅地建物取引業法第3条第1項の免許にかかる免許証番号

- (3) 第1号及び第2号に掲げる事項を流通会員に順守させるための指導、助言、勧告、その他の適切な措置を本協会が行うことに同意し、協力すること。

(会員の責務)

第5条の2 会員は、定款第3条の目的を達成するため、信義誠実の原則に則り、会員の責務として、次の事項を遵守し実践するものとする。

- (1) リフォーム事業等にかかる関係法令及び諸規程等を順守するとともに、本協会の定款、規約、その他の規程等及び議決事項を十分に理解し従うこと。

- (2) 本協会の目的を充分理解し、リフォーム事業等の健全な発展を推進するため、本協会の運営及び事業活動に関して積極的に協力し、会員の自覚と責任においてこれを全うすること。
- (3) 相互扶助の精神を理解し、会員相互の利益に寄与するとともに、健全な事業活動等を通じて、社会への貢献に努めること。

(指導、是正、勧告等の措置)

- 第6条 本協会は、第5条に掲げる会員資格若しくは第5条の2に掲げる会員の責務について、事実確認が必要と判断した場合は、たくみ会員の行う住宅リフォーム事業等及び流通会員の行う特定既存住宅情報提供事業等並びに会員が行う活動に関し、その必要な限度において状況を把握するための調査を実施する。なお会員は、本協会が調査を行おうとする場合は、この調査に応じるものとする。
- 2 本協会は、調査結果をもとに、業務改善等が必要と判断した場合は、理事会又は別途設置する会長・委員長会議に諮り当該会員に対して「指導」、「助言」の措置を行う。
  - 3 指導・助言の処置後も、業務改善等がされていないと判断した場合は、理事会又は定款第39条に基づき設置する所管の委員会に諮り、当該会員に対して「勧告」の措置を行う。勧告の場合は当該会員に対して是正報告を求める。
  - 4 当該会員が「勧告」に従わない場合は、定款第11条による「除名」の処分を行う。
  - 5 本協会は、第1項の調査結果をもとに、第5条若しくは第5条の2にかかる重大な違反事実が判明した場合は、定款第11条による「除名」の処分を行う。

(会員資格の更新)

- 第7条 会員資格は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了するものとし、会員からの申し出がない限り自動に更新される。

(入会金及び会費)

- 第8条 定款第7条に定める入会金及び会費の額は、別表1のとおりとする。
- 2 入会金は、原則として、入会時に一括払いとする。
  - 3 会費は年会費制とし、原則として、事業年度ごとに前納一括払いとする。
  - 4 会長が特に必要と認めるときは、会費の一部又は全部を免除することができる。

(退会)

- 第9条 定款第10条に定める退会届は、別紙様式第3号とする。
- 2 年度途中の退会であっても、納入済みの会費その他の拠出金品は、原則として、これを返還しない。

(変更の届出)

- 第10条 会員は、その氏名若しくは名称、住所、又は連絡先等、本協会への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更手続を行うものとする。
- 2 本協会は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負わない。

(著作権)

第11条 本協会によって提供される情報の著作権は、本協会に帰属する。

2 本協会によって提供される情報を、いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

(免責及び損害賠償)

第12条 会員は、本協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断と責任においてその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、本協会は一切責任を負わないものとする。会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

2 会員が、本規程及びその他法令等に違反する行為によって、本協会に損害を与えた場合には、本協会は当該会員に対してその損害の賠償を請求できるものとする。

(その他)

第13条 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、会長が定める。

(別表1) 第8条の規定による入会金及び会費

会員種別		入会費	年会費	
たくみ会員		無料	3万円/1口	1口以上
推進会員	販売店等	無料	5万円/1口	1口以上
	メーカー等	無料	5万円/1口	2口以上
特別会員	法人	無料	5万円/1口	2口以上
	個人	無料	3万円/1口	1口以上
流通会員		無料	無料(正会員会費に含む)	
賛助会員		任意	任意	

複数の会員種別を有する会員は、額の多い方を適用する。

様式第1号（法人会員用）

## 入会申込書

一般社団法人 ステキ信頼リフォーム推進協会 会長 殿

当社は、一般社団法人 ステキ信頼リフォーム推進協会の趣旨に賛同し、  
（たくみ会員 ・ 推進会員（販売店等） ・ 推進会員（メーカー等） ・ 特別会員  
・ 賛助会員 ・ 流通会員）として入会いたしたく、別紙審査書類を添えて申  
し込みます。

入会後は、貴協会の定款及び諸規程を遵守することを誓約します。また、当  
社が貴協会の会員である事実を社名をもって公表されることを承諾いたします。

年 月 日

（法人名又は  
個人事業所名）

（代表者名）

印

※代表者印を押してください。認印は不可です。

様式第1号（個人会員用）

## 入会申込書

一般社団法人 ステキ信頼リフォーム推進協会 会長 殿

私は、一般社団法人 ステキ信頼リフォーム推進協会の趣旨に賛同し、  
（たくみ会員・推進会員（販売店等）・推進会員（メーカー等）・特別会員  
・賛助会員・流通会員）として入会いたしたく、別紙審査書類を添えて申し  
込めます。

入会後は、貴協会の定款及び諸規程を遵守することを誓約します。また、私  
が貴協会の会員である事実を氏名をもって公表されることを承諾いたします。

年 月 日

（氏名）

印

（所属機関）

様式第2号

# 一般社団法人 ステキ信頼リフォーム推進協会 会員推薦書

年 月 日

一般社団法人 ステキ信頼リフォーム推進協会 会長 殿

(推薦者の情報)

(会員種別)

たくみ会員 ・ 推進会員 (販売店等)

推進会員 (メーカー等) ・ 特別会員

(法人名又は  
個人事業所名)

(代表者名)

印

※代表者印を押してください。認印は不可です。

下記の者を、一般社団法人 ステキ信頼リフォーム推進協会の  
(たくみ会員 ・ 流通会員 ・ 推進会員 (販売店等) ・ 推進会員 (メーカー等) ・  
特別会員 ・ 賛助会員) として推薦いたします。

記

(被推薦者の情報)

(法人名又は  
個人事業所名)

(主たる事務所又は  
事業所の所在地)

以上

様式第3号（法人会員用）

## 退 会 届

一般社団法人 ステキ信頼リフォーム推進協会 会長 殿

このたび、都合により一般社団法人ステキ信頼リフォーム推進協会を退会いたしたく、一般社団法人ステキ信頼リフォーム推進協会定款第10条の規定に基づき退会届を提出いたします。

退会理由

( )

年 月 日

(退会する たくみ会員・推進会員（販売店等）・推進会員（メーカー等）  
会員の種別) ・特別会員・賛助会員・流通会員

(法人名又は  
個人事業所名)

(代表者名)

印

※代表者印を押してください。認印は不可です。

様式第3号（個人会員用）

## 退 会 届

一般社団法人 ステキ信頼リフォーム推進協会 会長 殿

このたび、都合により一般社団法人ステキ信頼リフォーム推進協会を退会いたしたく、一般社団法人ステキ信頼リフォーム推進協会定款第10条の規定に基づき退会届を提出いたします。

退会理由

[ ]

年 月 日

(退会する  
会員の種別)      たくみ会員・推進会員（販売店等）・推進会員（メーカー等）  
・特別会員・賛助会員・流通会員

( 氏名 )



( 所属機関 )

※代表者印を押してください。認印は不可です。